

福岡地方最低賃金審議会
第4回 福岡県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会

1 開催日時：令和2年10月2日
10:00～11:30

2 開催場所：福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 出席者：公益代表委員 3名
 労働者代表委員 2名
 使用者代表委員 3名

4 議 題：福岡県自働車(新車)小売業最低賃金の改定について

5 議事要旨：(議題について)

労働者側代表委員からは、
前回申し立てた額について、更に歩み寄っていきたい
引き上げの金額は2円を主張したい。金額の根拠は消費者物価指数を考慮したもの
である

コロナ禍でも、労働者の最低限の生活を維持することが大切であると考え
との主張がなされた。

使用者側代表委員からは、
4～8月の売り上げについて、全国の数字では対前年比75%、福岡県では76%、
8月に限ると全国は84%、福岡は87%である

企業としては、売り上げが対前年比100%を割る中では、賃金改定は難しいと言
わざるを得ない。
との主張がなされた。

公益委員が全会一致を目指して、公労使による協議を重ねた結果、全会一致でプ
ラス1円の引上げ、改正額を1時間941円とする答申となった。

今後は、10月2日付けで異議申出公示を行い、10月17日までの間で異議申出を受
け付けるとともに、異議申出がなければ、12月10日に発効する予定となる。